

★ 広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則の一部を改正する等の規則（規則第九十八号）（研究開発推進室）

一 改正等の理由

広島県立総合技術研究所における技術支援制度の見直し及び広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部改正に伴い、関係規則の規定を整理し、及び関係規則を廃止した。

二 改正の内容等

1 広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則について、様式等の整理を行った。

2 広島県立総合技術研究所技術現地指導規則及び広島県立総合技術研究所における基礎的技術の研修に関する規則を廃止した。

三 施行期日

平成二十年四月一日